

自転車も道路交通法の罰則が適用!!

令和6年11月から自転車の使用に係わる交通違反の取り締まり、罰則が強化されています。今までは何気なく行っていた行為が、「ついうっかり!」ではすまされず、違反者には罰金や懲役などの罰則が課せられるようになりました。

近年、自転車が係わる重大事故(死亡事故を含む)が増加しており、人命を守るためには仕方がない措置だと思われまます。

【自転車運転に係わる交通違反の例】

- ①携帯電話等を手に持ち、通話使用しながら自転車を運転!
- ②携帯電話等の画面を注視しながら自転車を運転!
- ③酒気帯び運転!

※前記違反の上、交通の危険(事故)を生じた場合は罰則強化!

交通事故に合わないために心がけましょう!

◎道路を横断する時、注意すること

- ①車や自転車が来ていないか?
- ②車や自転車が止まってくれたか?
- ③信号が変わるまでに横断できるか?



防犯部ニュース

今すぐできる 住まいの防犯対策

毎年、年末年始は何かと忙しく身の回りの防犯意識も薄れてきて、犯罪者などのターゲットになりやすくなっています。下記の防犯ポイントを押さえて、被害にあわないようにしましょう。

◆侵入手口を知って、今すぐ実行して守る、防犯10ポイント◆

【在宅・帰宅時の行動】

- ポイント1……在宅時もカギをかける!
- ポイント2……訪問者に不用意にドアを開けない!
- ポイント3……帰宅時は、背後、周囲を確認する!



【住宅の防犯対策】

- ポイント4……建物周囲を日頃からキレイにしておく!
- ポイント5……玄関をツーロックにする!
- ポイント6……防犯設備を有効に活用する!
- ポイント7……旅行など不在時は、近所へ声をかける、配達ストップをする!

【日常の心構え】

- ポイント8……合鍵は他人に見せない!
- ポイント9……大金は自宅に置かない!
- ポイント10……不審に感じたら、すぐ110番に通報する!



郷地東町地区内にも不審者が出没しています。皆さん注意をしましょう!